

IV その他の支援

1 税金・社会保険料・その他公共料金に関する支援 ア 市が窓口又は実施主体となる支援

(1) 国民健康保険料、後期高齢者医療保険料の減免

支援内容	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が一定程度減少した世帯等を対象に、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料を減免します。
対象者	次のいずれかに該当する者 ①感染症により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯の方 ②感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等(事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入)が、前年の10分の3以上減少した世帯の方(前年の所得額により制限あり)
申請手続に必要なもの	①減免申請書、医師の診断書、印鑑等 ②減免申請書、収入申告書、収入減少したことが確認できるもの(給与明細、事業収入等が分かる帳簿等)、補填される金額が分かるもの(保険契約書など)、事業廃止届・雇用保険受給資格者証等(事業の廃止・失業の場合)、印鑑等
受付場所及び受付時間	受付場所：津山市環境福祉部医療保険課国民健康保険係（⑨番窓口） または高齢者医療係（⑧番窓口） 津山市山北520（津山市役所本庁舎1階） 受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く） 【申請期限】 令和5年3月31日(金) ※必着
問い合わせ先 (申請先)	津山市環境福祉部医療保険課 ・国民健康保険係（電話）0868-32-2071 ・高齢者医療係（電話）0868-32-2073
備考	